

令和8年度  
辻堂地区社会福祉協議会

定期総会 次第

日 時 2026年5月13日(水)

午後2時から午後4時まで

場 所 辻堂市民センター サンキホームホール

1 開 会

2 あいさつ

3 議 案

第1号議案 令和7年度事業報告及び決算報告並びに監査報告について

第2号議案 辻堂地区社会福祉協議会規約の改正(案)について

第3号議案 役員改選(案)について

第4号議案 令和8年度事業計画(案)及び予算(案)について

4 辻堂地区 福祉の相談窓口について(紹介)

5 その他

令和8年度 各自治会・町内会への事業協力依頼について

6 閉 会

以 上

令和8年度

辻堂地区社会福祉協議会

定期総会 議案書

日 時 2026年5月13日(水) 午後2時から午後4時まで

場 所 辻堂市民センター サンキホームホール

## 令和7年度 辻堂地区社会福祉協議会 事業報告

## 1 全体会議

会議名	実施月日	内 容
定期総会	5月14日(水)	第1号議案 令和6年度事業報告及び決算報告並びに監査報告について 第2号議案 役員の変更(案)について 第3号議案 藤沢市辻堂地区社会福祉協議会規約の一部改正(案)について 第4号議案 (1) 藤沢市辻堂地区社会福祉協議会特別会計運用要綱の一部改正(案)について (2) 令和7年度事業計画(案)及び予算(案)について
役員会	4月16日(水) (第1回)	①不登校児支援事業について ②緊急通報システムについて ③現況調査リストについて ④緊急通報システムについて ⑤世代間交流事業について ⑥福祉バス旅行について ⑦令和7年度 定期総会資料について
	5月21日(水) (第2回)	①不登校児童・生徒に関する勉強会 ②第1回役員会の開催結果について ③不登校児童・生徒支援事業について ④昼食ボランティア活動事業について ⑤独居者支援事業について ⑥敬老会事業について ⑦在宅医療に関する出張講座について ⑧福祉施設応援事業について ⑨世代間交流事業について ⑩福祉バス旅行について ⑪地引網について
	6月18日(水) (第3回)	①第2回役員会の開催結果について ②福祉施設応援事業について ③世代間交流事業について ④福祉バス旅行について ⑤地引網について ⑥不登校児童・生徒支援事業について ⑦敬老会事業について ⑧福祉だより79号について
	6月30日(月) (臨時役員会)	①敬老会事業について
	7月16日(水) (第4回)	①第3回役員会の開催結果について ②福祉バス旅行について ③地引網について ④世代間交流事業について ⑤敬老会事業について ⑥福祉だより79号について
	8月20日(水) (第5回)	①第4回役員会の開催結果について ②福祉バス旅行について ③地引網について ④世代間交流事業について ⑤敬老会事業について ⑥不登校児童・生徒支援事業について ⑦福祉バザーについて ⑧福祉だより79号について

9月17日(水) (第6回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①第5回役員会の開催結果について</li> <li>②福祉バス旅行及び地引網について</li> <li>③世代間交流事業について</li> <li>④敬老会事業について</li> <li>⑤福祉バザーについて</li> <li>⑥不登校児童・生徒支援事業について</li> <li>⑦おたのしみ昼食会について</li> </ul>
10月15日(水) (第7回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①第6回役員会の開催結果について</li> <li>②福祉バス旅行について</li> <li>③家族とのふれあい事業(地引き網★宝探し)について</li> <li>④要支援者体験事業について</li> <li>⑤視察研修について</li> <li>⑥敬老会事業について</li> <li>⑦福祉バザーについて</li> <li>⑧不登校児童・生徒支援事業について</li> <li>⑨役員の役職変更について</li> </ul>
11月19日(水) (第8回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①第7回役員会の開催結果について</li> <li>②要支援者体験事業について</li> <li>③視察研修について</li> <li>④福祉だより80号について</li> <li>⑤福祉バザーについて</li> </ul>
12月17日(水) (第9回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①第8回役員会の開催結果について</li> <li>②要支援者体験事業実施結果について</li> <li>③視察研修について</li> <li>④浜見小学校1・2年生を対象にした昔遊び体験に関する授業の協力について</li> <li>⑤福祉バザーの反省点について</li> <li>⑥不登校児童・生徒支援事業について</li> <li>⑦敬老会事業について</li> <li>⑧福祉だより80号について</li> </ul>
1月21日(水) (第10回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①第9回役員会の開催結果について</li> <li>②福祉だより80号について</li> <li>③視察研修について</li> <li>④福祉バス旅行について</li> <li>⑤福祉バザーの実施結果について</li> <li>⑥不登校児童・生徒支援事業について</li> <li>⑦敬老会事業について</li> <li>⑧令和8年度事業計画及び予算について</li> </ul>
2月18日(水) (第11回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①第10回役員会の開催結果について</li> <li>②不登校児童・生徒支援事業について</li> <li>③令和8年度の事業計画について</li> <li>④視察研修の実施結果について</li> <li>⑤令和8年度の事業計画について</li> <li>⑥規約改正について</li> </ul>
3月18日(水) (第12回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①第11回役員会の開催結果について</li> <li>②不登校児童・生徒支援事業について</li> <li>③規約改正について</li> <li>④令和8年度定期総会議案書について</li> </ul>

## 2 部会（会議及び事業）

## (1) 【ふれあい部会】

## ① 部会

会議名	実施月日	内 容
部会	4月8日（火）～ 2月10日（火） （全10回）	①福祉施設応援事業 ②世代間交流事業 ③福祉バス旅行（障がい者ふれあい事業）について ④地引き網★宝探し（家族とのふれあい事業） ⑤要支援者体験事業

## ② 福祉施設応援事業

事業名	実施月日	内 容
作品展示・即売会	6月24日（火） ～7月4日（金）	会場：辻堂市民センター 実施内容：白浜養護学校生徒の作品展示・販売（販売は7/2・7/3のみ）
作品展示	2月10日（火） ～2月27日（金）	会場：辻堂市民センター 実施内容：白浜養護学校生徒の作品展示

## ③ 世代間交流事業

事業名	実施月日	内 容
世代間交流事業	7月24日（木）	会場：辻堂青少年会館 実施内容：認知症について考える
	8月9日（土）	会場：藤沢市太陽の家 実施内容：ユニバーサルスポーツ交流
	8月21日（木）	会場：辻堂市民センター 実施内容：聞こえない世界の理解（デフアスリートとの交流）

## ④ 障がい者ふれあい事業

事業名	実施月日	内 容
福祉バス旅行下見	6月4日（水）	行き先：伊豆・三津シーパラダイス、竜宮海鮮市場 実施内容：当日のタイムテーブル、障がい者（特に車いすの方）の移動経路、トイレ・休憩箇所、昼食場所等確認
福祉バス旅行	8月19日（火）	行き先：伊豆・三津シーパラダイス、竜宮海鮮市場 実施内容：障がいのある方とその付き添い者を対象とした日帰りバス旅行 参加者：31人

## ⑤ 家族とのふれあい事業

事業名	実施月日	内 容
地引き網★宝探し	—	台風接近に伴い、中止

## ⑥ 要支援者体験事業

事業名	実施月日	内 容
辻堂地区総合防災訓練に参加（体験指導）	11月30日（日）	会場：高砂小学校 実施内容：高齢者疑似体験訓練・車いす操作訓練

## (2) 【福祉部会】

## ① 部会

会議名	実施月日	内 容
部会	4月9日(水) ～3月11日(水) (全11回)	①令和7年度取組事業について ②敬老会事業について ③敬老祝金事業 ④福祉バザー事業 ⑤在宅寝たきり高齢者慰問事業 ⑥昼食ボランティア活動事業 ⑦健康推進事業 ⑧認知症理解促進事業 ⑨不登校児童・生徒支援事業 ⑩独居高齢者支援事業 ⑪防災事業
	その他 随時	

## ② 敬老会事業

事業名	実施月日	内 容
敬老会準備	9月24日(水)	会場：辻堂市民センター 実施内容：従事内容説明及び前日の会場設営
敬老会	9月25日(木) 9月26日(金)	会場：辻堂市民センター 実施内容：地区内の85歳以上の方を対象とした敬老会を実施 参加者：25日(西地区)141人、26日(東地区)95人 祝品：[参加者]弁当・カステラ・お菓子詰め合わせ [88、90、95、99歳]羊羹 ※民生委員を通じ贈呈

## ③ 敬老祝金事業

事業名	実施月日	内 容
長寿者(百歳)へ 敬老祝金を贈る事業	年 間	実施内容：長寿者(百歳)へ敬愛の意を表し、10,000円の敬老祝金を贈呈 該当者：9人

## ④ 福祉バザー事業

事業名	実施月日	内 容
寄付品の受付	10月21日(火) ) 10月30日(木) (土日を含む)	会場：辻堂市民センター 実施内容：地区内外の多数の善意のある方からお寄せいただいた バザー商品の受付
福祉バザー準備	10月30日(木) ) 10月31日(金)	会場：辻堂市民センター 実施内容：バザー会場の設営及び商品の値付け
福祉バザー	11月1日(土) 11月8日(土) ) 11月9日(日)	会場：辻堂市民センター 実施内容：バザー商品の販売(11月8日(土)、11月9日(日)) については、市民センターまつりと同時開催 【3日間合計：618,558円】

## ⑤ 在宅寝たきり高齢者慰問事業

事業名	実施月日	内 容
在宅寝たきり高齢者 慰問事業	12月	実施内容：民生委員を通じて、在宅寝たきりの高齢者の方へ 5,000円の見舞金を贈呈 該当者：9人

## ⑥ 昼食ボランティア活動事業

事業名	実施月日	内 容
おたのしみ昼食会	4月14日(月)	会場：辻堂市民センター 実施内容：地区内を4つのグループに分け、健康相談及び昼食会を実施 (10月頃～翌年6月頃までの期間で、各グループ2回実施) 対象者：75歳以上のひとり暮らし高齢者 調理：辻堂昼食ボランティアの会 出欠確認：地区民生委員・児童委員協議会 延べ参加者数：655人
	5月12日(月)	
	6月2日(月)	
	10月6日(月)	
	12月1日(月)	
	12月22日(月)	
	1月26日(月)	
	2月9日(月)	
3月23日(月)		
試作会	随 時	実施内容：昼食会の献立作成及び試作

## ⑦ 健康推進事業

事業名	実施月日	内 容
健康相談	おたのしみ昼食会と同日	実施内容：おたのしみ昼食会参加者を対象に健康相談を実施 相談従事者：藤沢市健康づくり課・高齢者支援課、辻堂東・西いきいきサポートセンター

## ⑧ 認知症理解促進事業

事業名	実施月日	内 容
認知症理解促進事業	—	未実施

## ⑨ 不登校児童生徒支援事業

事業名	実施月日	内 容
不登校児童生徒支援事業 「かけはし」	4月～3月 第2、4金曜日	会場：辻堂市民センター 実施内容：不登校等の子どもを持つ家族が地域の中で気軽に語り合える場所を提供する
講演会	7月12日(土)	会場：辻堂市民センター タイトル：子どもの学び育ちに本当に必要なこと～不登校からみえるもの～ 講師：藤沢こどもの多様な学び応援団 米澤 美法 氏 参加者：63人
かけはしキッチン	3月4日(水)	会場：辻堂市民センター 実施内容：不登校児童および生徒が安心して参加できる居場所を提供し、グループで協力して「作る・食べる」体験を通じて、協調性と成功体験を育む。 参加者：6人
はまかぜルーム支援	1月～3月 第2、4火曜日	実施内容：はまかぜルームに通室する高砂小学校・浜見小学校・高浜中学校の児童・生徒の見守り活動
リソースルーム支援	1月～3月 毎週月曜日・火曜日・木曜日	実施内容：リソースルームに通室する八松小学校の児童の見守り活動

## ⑩ 独居者支援事業

事業名	実施月日	内 容
独居者支援事業	随 時	「緊急通報システム」の周知

## ⑪ 防災事業

事業名	実施月日	内 容
防災事業	—	未実施

## (3) 【広報部会】

## ① 部会

会議名	実施月日	内 容
部会	5月23日(金)	福祉だより第79号について
	6月13日(金)	
	6月20日(金)	
	6月27日(金)	
	11月17日(月)	福祉だより第80号について
	12月12日(金)	
	12月19日(金)	

## ② 「福祉だより」の発行

事業名	実施月日	内 容
「福祉だより」発行	8月10日	「福祉だより第79号」発行
	1月25日	「福祉だより第80号」発行 自治会・町内会を通じて地区内約15,000世帯に配布

## 3 協力事業

事業名	実施月日	内 容
民生委員・児童委員協議会	年 間	実施内容：民生委員・児童委員協議会との協力
辻堂昼食ボランティアの会	年 間	実施内容：辻堂昼食ボランティアの会との協力
辻堂地区ボランティアセンター	年 間	実施内容：辻堂地区ボランティアセンターへの協力

## 4 他団体との交流

団体名	内 容
藤沢市社会福祉協議会 辻堂地区郷土づくり推進会議 辻堂市民センターまつり実行委員会 辻堂地区賀詞交換会実行委員会 日本赤十字社神奈川県支部藤沢市地区 神奈川県共同募金会藤沢市支会	会議出席及び事業に協力

## 5 募金協力

単位：円

事業名	実施月	令和7年度金額	令和6年度実績
日赤募金	5月	1,794,080	1,744,251
共同募金(赤い羽根)	10月～12月	1,815,508	1,748,293
共同募金(年末たすけあい)	12月	1,218,037	1,215,847

## 6 その他

事業名	実施月日	内 容
視察研修	2月5日(木)	実施内容：池袋防災館、迎賓館赤坂離宮 辻堂地区自治会長・町内会長連絡協議会と合同で実施 参加者：25人
備品貸出	随 時	実施内容：テント、わた菓子機、ポップコーン機等の無料貸出 延べ貸出数：16件

令和7年度 辻堂地区社会福祉協議会 決算（収支計算書）及び監査報告

令和7年4月1日～令和8年3月31日

(一般会計)

単位：円

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (C) = (B) - (A)	備考
1 収入				
(1) 会費	1,381,600	1,389,800	8,200	一世帯100円
(2) 補助金	2,081,150	2,079,280	△ 1,870	
愛の輪福祉基金補助金	282,000	259,000	△ 23,000	藤沢市
藤沢市敬老会事業補助金	1,639,150	1,660,280	21,130	藤沢市
地域福祉推進事業費補助金	160,000	160,000	0	市社会福祉協議会
(3) 交付金	563,000	539,000	△ 24,000	
地区社会福祉協議会助成金	407,000	407,000	0	市社会福祉協議会
日赤地区社協交付金	101,000	79,000	△ 22,000	日本赤十字社
共同募金藤沢市支会交付金	55,000	53,000	△ 2,000	神奈川県共同募金会
(4) バザー売上金	500,000	618,558	118,558	
(5) 参加者負担金	32,000	26,000	△ 6,000	視察研修参加費
(6) 雑収入（預金利子等）	744	1,903	1,159	
(7) 繰入金	412,030	412,030	0	特別会計からの繰入
当期収入合計 (D)	4,970,524	5,066,571	96,047	
(8) 繰越金	344,476	344,476	0	令和6年度からの繰越
合計	5,315,000	5,411,047	96,047	

単位：円

科目	予算額 (F)	決算額 (G)	差額 (H) = (F) - (G)	備考
2 支出				
(1) 事務費	377,000	489,031	△ 112,031	
事務局費	120,000	53,549	66,451	通知・事務用品等
会議費	10,000	10,659	△ 659	会議お茶
備品購入費	130,000	309,323	△ 179,323	コピー用紙・ポップコーン機等
地域交流費	25,000	22,500	2,500	まつり賛助金等
市社会福祉協議会分担金	92,000	93,000	△ 1,000	
(2) 事業費	4,920,000	3,444,569	1,475,431	
ふれあい部会費	680,000	238,281	441,719	
福祉施設応援事業費	10,000	0	10,000	
障がい者対策事業費	200,000	193,280	6,720	福祉バス旅行
要支援者体験事業	10,000	1,885	8,115	体験訓練
世代間交流事業費	60,000	39,577	20,423	講師謝礼等
家族とのふれあい事業費	400,000	3,539	396,461	従事依頼通知等
福祉部会費	3,480,000	2,435,453	1,044,547	
敬老会費	2,600,000	1,660,280	939,720	祝品、敬老会開催経費等
敬老祝金	150,000	90,000	60,000	百歳祝金（東7人、西2人）
福祉バザー費	130,000	120,963	9,037	
在宅寝たきり高齢者慰問費	60,000	45,000	15,000	
おたのしみ昼食会費	450,000	490,786	△ 40,786	食材費等
健康推進事業費	10,000	0	10,000	
認知症理解促進事業費	10,000	0	10,000	
不登校児童生徒支援事業費	50,000	28,424	21,576	講師謝礼、かけはしキッチン食材費等
独居高齢者支援事業費	10,000	0	10,000	
防災事業費	10,000	0	10,000	
広報部会費	350,000	349,800	200	福祉だより発行
協力費	350,000	350,000	0	
民生委員児童委員協議会協力費	200,000	200,000	0	東西地区 各10万
辻堂昼食ボランティアの会協力費	50,000	50,000	0	
辻堂地区ボランティアセンター協力金	100,000	100,000	0	
事業保険料	30,000	23,684	6,316	福祉バス、昼食会等
視察研修費	30,000	47,351	△ 17,351	
(3) 予備費	18,000	0	18,000	
(4) 繰出金	0	0	0	
当期支出合計 (I)	5,315,000	3,933,600	1,381,400	

3 一般会計差引残高

項目	金額	備考
当期収支差額 (D) - (I)	1,132,971	
翌年度繰越額 (E) - (I)	1,477,447	

令和7年度 辻堂地区社会福祉協議会 決算（収支計算書）及び監査報告

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(特別会計)

1 収入

単位：円

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	差額 (C) = (B) - (A)	備考
(1) 寄付金	520,000	120,000	△ 400,000	
(2) 雑収入（預金利息等）	970	8,584	7,614	
(3) 繰越金	5,412,030	5,412,030	0	令和6年度からの繰越
合計 (D)	5,933,000	5,540,614	△ 392,386	

2 支出

単位：円

科目	予算額 (E)	決算額 (F)	差引 (G) = (E) - (F)	備考
(1) 繰出金	412,030	412,030	0	一般会計への繰出
(2) 予備費	5,520,970	0	5,520,970	
合計 (H)	5,933,000	412,030	5,520,970	

3 特別会計差引残高

単位：円

項目	金額	備考
収入 (D)	5,540,614	
支出 (H)	412,030	
差引残額 (D) - (H)	5,128,584	令和8年度へ

令和7年度辻堂地区社会福祉協議会の収入及び支出の決算について、上記のとおり報告します。

令和8年 4月 13日  
辻堂地区社会福祉協議会

会計 吉田紀行

会計 森本菜子

令和7年度辻堂地区社会福祉協議会の収入及び支出の決算について、関係書類を精査したところ、正確かつ適正であることを認めます。

令和8年 4月 14日  
辻堂地区社会福祉協議会

監事 國弘 信子

監事 橋本 倫二

2026.5.13  
**辻堂地区社会福祉協議会**  
**規約改正について**

～透明性の向上、負担軽減、そして地域の人材活用を目指して～

**本日の説明内容**

- 1 規約改正の背景・目的
- 2 改正の全体像（新旧条文構成対照）
- 3 規約・規程改正案 具体的条文解説（詳細版）
  - （1）組織の透明化とスリム化（第9条）
  - （2）役員選出プロセスの民主化（第10条）
  - （3）地域の人材活用と公平性の両立（第10条第3項）
  - （4）選出の2ルートと安全装置（第10条・第12条）
  - （5）自治会負担の劇的緩和（第13条）
- 4 最後に～辻堂地区の絆を、次世代へ誇りを持って引き継ぐために～

## 1 規約改正の背景・目的

### 【私たちが直面している3つの課題】

- (1) 自治会の負担増と担い手不足（切実な現状）  
→世帯数に応じた厳しい選出基準が、各自治会の「人探し」の負担となり、地域運営を圧迫しています。
- (2) 運営の「空白期間」のリスク（制度のねじれ）  
→11月の民生委員改選と同時に役員が不在になる現在の仕組みは、会計支出や事業継続に大きな不安を残しています。
- (3) 組織運営の透明性への要請（時代の要請）  
→役員選出のプロセスをより民主的で開かれたものにする事は、地域住民や寄付を寄せてくださる皆様への「誠実な姿勢」の証となります。

### 【本改正が目指す「3つの安心」】

- (1) 「選ぶ安心」→無理のない人数基準で、自治会が納得して代表を送り出せる仕組みにします。
- (2) 「任せる安心」→透明なプロセスで選ばれたリーダーが、地域の期待を背負って運営できる体制を整えます。
- (3) 「続く安心」→1年365日、運営が止まらない安定した組織へと進化させます。

## 2 改正の全体像（新旧条文構成対照）①

旧規約の全31条を精査し、現代の実務に即した全20条に再編しました。各章のつながりを整理し、重複を排除しています。

改正後の章	新条文	項目の内容	現行(旧)の対応条文	改正のポイント・変更点
第1章 総則	第1～5条	名称、目的、事業、事務所、性格	第1～5条	基本を継承。事業条項（第3条）に部会規程の根拠を統合。
第2章 会員	第6条	会員の定義	なし (旧第7条等)	「自治会員＝社協会員」と再定義し、入会手続きを実態に合わせ廃止。
	第7条	会費・減免	第10条	基本は継承。条文を簡素化。
	第8条	資格喪失・除名	第11～12条	2つの条文を1つに統合。
第3章 役員・監事・委員	第9条	役員の種類・定数	第13条	「相談役」を廃止。実務を担う理事中心の体制へ。
	第10条	選任・推薦プロセス	第7, 11, 14条	「上限2名」の推薦枠を新設。適格性確認を明文化。
	第11条	役員の職務	第15条	各役職の役割を現代語で整理。

## 2 改正の全体像（新旧条文構成対照）②

改正後の章	新条文	項目の内容	現行（旧）の 対応条文	改正のポイント・変更点
第3章 役員・ 監事・委員	第12条	任期・解任	第16～17条	「年度末までの職務継続」の特例を新設。
	第13条	委員の選出基準	第6, 12条	選出人数を大幅緩和。困難な場合の調整規定を新設。
第4章 会議	第14条	会議の種類	第19条	会議体を総会・役員会に整理。
	第15条	総会	第20, 22, 23条	議決事項や運営ルールを1条に集約。
	第16条	役員会	第21, 23条	三役（会長・副会長・会計）の選出を役員会の職務に明記。
	第17条	経費・年度・受理	第24～27条	寄付金の受理承認や決算・監査の流れを整理。
第5章 会計・ 事務局・雑則	第18条	事務局	第28条	事務局体制を継承。
	第19条	祝金等	第29～31条	敬老祝金等を整理。細部は「別に定める」へ移行。
	第20条	委任（細則）	なし（附則等）	規約に定めのない事項を会長が定める根拠を明記。

## 3 規約・規程改正案 具体的条文解説（詳細版）①

### （1）組織の透明化とスリム化（第9条）【条文：役員の種類及び定数】

現行の「相談役」規定（第9条第2項・第3項）を削除します。

#### ア 改正の趣旨・目的

##### （ア）責任の所在及び説明責任の明確化

→ 総会で選任された理事・監事のみを役員とすることで、誰が運営に責任を負っているかを明確にします。

→ また「誰が役員なのか??」「どのようなプロセスで役員になれるのか」などの問いに対し、明確に回答できる体制を整えます。

##### （イ）ガバナンスの近代化

→ 選任プロセスが不明確になりやすいポストを整理し、民主的な手続き（推薦・選任）を基本とする組織体質を確立します。

##### （ウ）現場への配慮

→ 知見のある元役員等には、規約上の役職ではなく、必要に応じてアドバイザーとして協力を仰ぐ運用で対応します。

### 3 規約・規程改正案 具体的条文解説（詳細版）②

#### (2) 役員選出プロセスの民主化（第10条）【条文：役員及び監事の選任】

「役員が次の役員を内々で決める」仕組みから、「地域が推薦し総会が選ぶ」仕組みへ転換します。

##### ア 改正の趣旨・目的

##### (ア) 選任プロセスの正当化

→「推薦（各団体）→選任（総会）→互選（役員会での三役決定）」というステップを厳格に分け、透明性を確保します。

##### (イ) 地域主体の運営

→事務局主導ではなく、推薦母体（自治会・民児協）が主体的に代表者を選出することを規約上の権利として明記しました。

6

### 3 規約・規程改正案 具体的条文解説（詳細版）③

#### (3) 地域の人材活用と公平性の両立（第10条第3項）

【条文：自治会・町内会からの推薦人数】

推薦枠を「原則1名」から「上限2名まで」へ柔軟化します。

##### ア 改正の趣旨・目的

##### (ア) 優れた人材の登用

→地域に意欲ある方が複数いる場合に、その力を漏らさず登用可能にします。

##### (イ) 自治会の実情への配慮

→世代交代を円滑に進めたい自治会等のニーズに応え、人選の幅を広げます。

##### (ウ) バランスの担保

→特定の団体の意見が強くなりすぎないように、あくまで「上限2名」として公平性を維持します。

7

### 3 規約・規程改正案 具体的条文解説（詳細版）④

#### (4) 選出の2ルートと安全装置（第10条・第12条）

背景の異なる「2つの推薦ルート」を整理し、運営の安定化を図ります。

##### ア 選出の2ルートと適格性審査（第10条）

###### (ア) 自治会ルート（第3項）

→組織の和を守るための「安全装置（第4項）」を適用します。

→適格性を欠く場合は役員会で協議し、再検討を求める仕組みを設けることで、組織の健全性を維持します。

###### (イ) 民生委員ルート（第2項）

→適格性審査（再検討依頼）の適用除外とします。

→民生委員は公的な委嘱時に厳格な審査を経ているため、その信頼に基づき民児協の判断を全面的に尊重します。

##### イ 任期の特例（第12条第3項）

→11月の民生委員改選後も、次期役員が決まる5月の総会まで職務を継続可能にします。これにより「空白の半年間」を解消し、常に動ける安定した運営を実現します。

8

### 3 規約・規程改正案 具体的条文解説（詳細版）⑤

#### (5) 自治会負担の劇的緩和（第13条）【条文：委員の選出基準】

自治会長の「人探し」の負担を大幅に軽減するための具体的な基準見直しです。

##### ア 改正の趣旨・目的

###### (ア) 持続可能な協力体制

→高齢化や担い手不足の現状を直視し、基準を半分程度に緩和。自治会を追い込まない、無理のない協力関係を再構築します。

〔旧基準〕

世帯数	委員選出人数
300世帯まで	1人
301世帯～500世帯まで	2人
501世帯以上	3人～4人

〔新基準〕

世帯数	委員選出人数
100世帯未満	0人～1人以上
100世帯以上500世帯未満	1人以上
500世帯以上	2人以上

###### (イ) 調整規定

→万が一選出が困難な場合、会長との協議により調整できる規定を新設し、柔軟な運用を約束します。

9

#### 4 最後に～辻堂地区の絆を、次世代へ誇りを持って引き継ぐために～

##### ① 自治会の「重荷」を「希望」に変える（負担の劇的緩和）

世帯数に応じた「義務」としての人数集めはもう終わりにしましょう。  
実情に合わせた「無理のない基準」へ見直すことで、自治会・町内会が本来の地域活動に専念できる環境を整えます。

##### ② 「透明なルール」が組織の格式を守る（民主化と防衛）

「内輪の論理」ではなく、地域に選ばれた代表が総会で選任される「筋の通った形」を確立しました。同時に、不適切な介入を防ぐ「守りの条項」を設けることで、皆様が築いてこられた辻堂の和を毅然と守り抜きます。

##### ③ 「空白」を作らず、常に地域に寄り添う（組織の安定）

民生委員の改選時期でも、運営が止まることはありません。「誰が責任者が分からない」という不安を地域に与えず、365日、常に信頼される地区社協であり続けます。

今回の規約改正は、決して過去を否定するものではありません。  
皆様が築き上げてこられたこの辻堂地区の福祉を、「古くなった看板を掛け替える」のではなく、「土台を補強して、次の世代が安心してバトンを受け取れるようにする」ためのアップデートです。

新旧対照表

新 (改正案)	旧 (現行)
<p>藤沢市辻堂地区社会福祉協議会規約 第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 この会は、藤沢市辻堂地区社会福祉協議会という。</p> <p>(目的) 第2条 この会は、辻堂地区の区域内に居住する者の社会福祉の増進と向上及び支援を図ることを目的とする。又必要に応じ区域外の社会福祉活動にも協力する。</p> <p>(事業) 第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。 <u>の事業を行うため部会を設け、規程は別に定める。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会福祉に関する啓発・普及</li> <li>(2) 社会福祉事業に関する人材の育成</li> <li>(3) 社会福祉に関する事業の実施</li> <li>(4) 各種募金運動への協力</li> <li>(5) その他この会の目的達成に必要な事業</li> </ol>	<p>藤沢市辻堂地区社会福祉協議会規約 第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 この会は、藤沢市辻堂地区社会福祉協議会という。</p> <p>(目的) 第2条 この会は、辻堂地区の区域内に居住する者の社会福祉の増進と向上及び支援を図ることを目的とする。又必要に応じ区域外の社会福祉活動にも協力する。</p> <p>(事業) 第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会福祉に関する啓発・普及</li> <li>(2) 社会福祉事業に関する人材の育成</li> <li>(3) 社会福祉に関する事業の実施</li> <li>(4) 各種募金運動への協力</li> <li>(5) その他この会の目的達成に必要な事業</li> </ol> <p>(部会) 第8条 この会に、第3条に規定する事業を行うため部会を設け、規程は別に定める。</p>

<p>(事務所)</p> <p>第4条 この会の事務所は、辻堂市民センター内に置く。</p> <p>(性格)</p> <p>第5条 この会は、非営利的、非宗教的及び非政治的団体であって、この会又はこの会の会員の名において、この趣旨に反することをしてはならない。</p> <p style="text-align: center;">第2章 会 員</p> <p>(会員の資格)</p> <p>第9条 この会に入会することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 社会福祉事業に関心を持ち、かつ、この会の趣旨に賛同する辻堂地区の自治会・町内会の会員</p> <p>(2) 辻堂地区の民生委員・児童委員協議会の委員</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、役員会においてこの会に入会することを認められた者</p> <p>(会費)</p> <p>第10条 この会に入会した者（以下「会員」という。）は、別に定めるところにより会費を納入するものとする。</p> <p>2 役員会の規定にかかわらず、役員会においてやむを得ない理由があると認められた場合には会費を減免することができる。</p>	<p>(事務所)</p> <p>第4条 この会の事務所は、辻堂市民センター内に置く。</p> <p>(性格)</p> <p>第5条 この会は、非営利的、非宗教的及び非政治的団体であって、この会又はこの会の会員の名において、この趣旨に反することをしてはならない。</p> <p style="text-align: center;">第2章 会 員</p> <p>(会員)</p> <p>第6条 この会の会員は、第2条の目的を達成するため、<u>次の各号のいずれかに該当する者をもって構成する。</u></p> <p>(1) <u>辻堂地区の区域内における自治会又は町内会に属する世帯</u></p> <p>(2) 辻堂地区の民生委員・児童委員協議会の委員</p> <p>(3) <u>その他この会の目的達成のために協力し、かつ役員会においてこの会に入会することを認められた個人又は団体</u></p> <p>(会費)</p> <p>第7条 この会に入会した者（以下「会員」という。）は、別に定めるところにより会費を納入するものとする。</p> <p>2 役員会においてやむを得ない理由があると認められた場合には、会費を減免することができる。</p>
--	--

<p>(会員資格の喪失及び除名)</p> <p>第8条 会員が退会の申出、死亡、<u>辻堂地区の区域外への住所異動、又は1年以上会費を納入しないときは、その資格を喪失する。</u></p> <p>2 会員が、この会の名誉をき損し、又はこの会の趣旨若しくは目的に反する行為をしたときは、役員会の議決を経て除名することができる。</p>	<p>(会員資格の喪失)</p> <p>第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員としての資格は、喪失するものとする。</p> <p>(1) 退会の申出があったとき。</p> <p>(2) 死亡したとき。</p> <p>(3) 辻堂地区の区域外に住所を異動したとき。</p> <p>(4) 1年以上会費を納入しないとき。</p> <p>(除名)</p> <p>第12条 会員が、この会の名誉をき損し、又はこの会の趣旨若しくは目的に反する行為をしたときは、役員会の議決を経て除名する。</p>
<p>第3章 役員、監事及び委員</p> <p>(役員及び監事の設置)</p> <p>第9条 この会に、次の役員及び監事をおく。</p> <p>(1) 会長 1人</p> <p>(2) 副会長 5人</p> <p>(3) 会計 2人</p> <p>(4) 理事 20人程度 (上記(1)から(3)に掲げる者を含む)</p> <p>(5) 監事 2人</p>	<p>第3章 役員</p> <p>(役員)</p> <p>第13条 この会に、次の役員をおく。</p> <p>(1) 会長 1人</p> <p>(2) 副会長 4人</p> <p>(3) 会計 2人</p> <p>(4) 理事 10人程度</p> <p>(監事)</p> <p>第7条 この会に、監事を置く。</p> <p>2 監事は、役員会において、この会の会員のうちから2人選出し、総会で承</p>

<p>(役員及び監事の選任)</p> <p>第10条 理事及び監事は、第6条に定める会員のうちから、この会の目的に賛同し、地域福祉活動の推進に協力できる適格性を有する者について、総会において選任する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、自治会又は町内会から選出される理事及び監事の候補者は、当該自治会等の推薦を受けた者とし、総会前に会長へ届け出なければならぬ。</p> <p>3 前項の規定による理事及び監事の候補者は、原則として1つの自治会又は町内会につき1名とする。ただし、会長が認める場合は上限2名まで選出できるものとする。</p> <p>4 会長は、第2項の規定による届け出があつた候補者が、第1項に定める適格性を欠くと判断した場合は、役員会の議決を経て、当該自治会等に再検討を求められることができる。</p>	<p>認を得る。</p> <p>3 監事は、この会の会務及び会計を監査する。</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第14条 会長は、役員会において、役員から選出し、総会で承認を得る。</p> <p>2 副会長は、役員会において、役員から3人、辻堂地区の民生委員・児童委員から1人を選出し、総会で承認を得る。</p> <p>3 会計は、役員会において、役員から選出し、総会で承認を得る。</p> <p>4 理事は、役員会において、第9条第1号から6人程度、第2号から4人選出し、総会で承認を得る。</p>
<p>(役員及び監事の職務)</p> <p>第11条 会長は、この会を代表し、会務を処理する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行し、別に定める部会をそれぞれ管掌する。</p>	<p>(役員職務)</p> <p>第15条 会長は、この会を代表し、会務を処理する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行し、別に定める部会をそれぞれ管掌する。</p>

<p>3 会計は、会計業務を処理する。</p> <p>4 理事は、役員会を構成し、会務全般にわたりその執行にあたる。</p> <p>5 監事は、この会の会務及び会計を監査する。</p> <p>(任期)</p> <p>第12条 役員及び監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠又は補充により選任された役員及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、選出団体の役職に基づき選任された者の任期は、当該団体の任期を優先するものとする。なお、民生委員・児童委員の改選等により団体任期が年度途中で満了する場合、当該役員は、後任者が選任されるまでの間、引き続きその職務を行うものとする。</p> <p>4 役員、監事及び委員が、この会の名誉をき損し、又は役員等としてふさわしくない行為があったときは、役員会の議決により解任することができる。</p> <p>5 役員及び監事は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行わなければならない。</p>	<p>3 会計は、会計業務を処理する。</p> <p>4 理事は、会務全般にわたり、その執行にあたる。</p> <p>(任期)</p> <p>第16条 役員及び監事の任期は、2年とする。ただし、補充の役員及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 会長、副会長、理事（民生委員・児童委員の委員）、会計の任期は、選出団体の任期をもって満了とする。</p> <p>3 役員及び監事は、再任することができる。</p> <p>(役員等の解任)</p> <p>第17条 役員及び監事が、次の各号に該当した場合、役員会に諮り、解任するものとし、欠員を生じた場合には、第7条第2項及び第14条の規定により選任する。</p> <p>(1)この会の体面を著しくき損したとき、又はこの規約に違反したとき。</p> <p>(2)健康上の理由等により、会務に支障をきたすと認められたとき。</p>
--	---

※ 第18条削除

<p>(相談役)</p> <p>第18条 この会に、相談役を置くことができる。</p> <p>2 相談役は、役員会の推薦により、会長が委嘱する。</p> <p>3 相談役は、この会の運営について会長の諮問に応ずる。</p> <p>4 相談役は、必要に応じ、会議に出席し、意見を述べることができる。</p> <p>(委員)</p> <p>第6条 この会に、委員を置く。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 自治会又は町内会に属する世帯数が、次のア、イ、ウに定める人数で当該自治会又は町内会で選出した者</p> <p>ア 300世帯まで 1人</p> <p>イ 301世帯～500世帯迄 2人</p> <p>ウ 501世帯以上 3～4人</p> <p>(2) 辻堂地区の民生委員・児童委員協議会の委員</p> <p>3 委員は部会規程第2条の部会員となり、担当する部会の所管業務を行う。</p> <p>4 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員は、再任することができる。</p> <p>6 委員が、次の各号に該当した場合、役員会に諮り、解任するものとし、欠員を生じた場合には、第6条第2項第1号及び第2号の規定により選任する。</p>	<p>(委員)</p> <p>第13条 この会に、委員を置く。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。委員は、この会が実施する地域福祉行事及び事業の運営に協力するものとする。</p> <p>(1) 自治会又は町内会の世帯数に応じ、当該自治会等で選出した者 (100世帯未満は0人から1人以上、100世帯以上500世帯未満は1人以上、500世帯以上は2人以上)</p> <p>(2) 辻堂地区の民生委員・児童委員協議会の委員</p> <p>3 前項第1号の規定にかかわらず、自治会等の特別な事情により選出が困難な場合は、会長と協議のうえ、選出人数を調整することができる。</p> <p>4 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。</p>
--	---

<p>(1)この会の体面を著しくき損したとき、又はこの会の規約に違反したとき。                  (2)健康上の理由により、所管業務に支障をきたすと認められたとき。</p>	
<p style="text-align: center;">第4章 会議</p> <p>(会議)</p> <p>第19条 この会の会議は、総会及び役員会とする。</p> <p>2 総会は、次の者で構成する。</p> <p>(1)会員である自治会・町内会の長                  (2)辻堂地区の民生委員・児童委員協議会の委員                  (3)役員会において、議決権を持つことを認められた者</p> <p>3 役員会は、役員及び監事で構成する。</p> <p>4 役員会は、必要に応じ開催する。</p> <p>5 この会の会議は、すべて会長が招集する。</p> <p>(総会)</p> <p>第20条 総会は、この会の最高議決機関であり、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年度の当初に1回開催し、臨時総会は役員会において開催する必要があると認められた場合並びに会員の5分の1以上、又は委員の3分の1以上の連名をもって請求のあったときに開催する。なお、会員数及び委員数の基準日は前年度末日とする。</p> <p>2 総会は、前条2項に規定する構成員の過半数の出席がなければ、その議事を審議し、議決することはできない。ただし、総会の成立について委任状を認</p>	<p style="text-align: center;">第4章 会議</p> <p>(会議)</p> <p>第14条 この会の会議は、総会及び役員会とする。</p> <p>(総会)</p> <p>第15条 総会は、この会の最高議決機関であり、自治会・町内会の長、民生委員・児童委員等をもって構成する。</p> <p>2 定期総会は毎年度当初に1回開催する。</p> <p>3 前項のほか、会長が必要と認められたとき、又は構成員の3分の1以上の連署をもって会議の目的を示して請求があったときは、臨時総会を開催することができる。</p> <p>4 総会は、構成員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。</p> <p>5 総会の議長は会長又は会長が指名する者とし、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>6 総会は、次に掲げる事項を議決する。</p> <p>(1) 事業報告及び収支決算                  (2) 事業計画及び収支予算                  (3) 規約等の制定又は変更                  (4) 理事及び監事の選任</p>

<p>めるものとする。なお、構成員数の基準日は前年度末日とする。</p> <p>3 総会は、次に掲げる事項を議決する。</p> <p>(1) 事業報告及び収支決算  (2) 事業計画及び収支予算  (3) 規約等の制定又は変更  (4) 役員を選出</p> <p>(役員会)</p> <p>第21条 役員会は、役員及び監事の過半数の出席がなければ、その議事を審議し、議決することはできない。</p> <p>2 役員会は、次に掲げる事項を執行する。</p> <p>(1) 事業計画案及び収支予算案の作成  (2) 事業計画及び収支予算の執行  (3) この会の運営に関し必要と認められた事項  (会議の運営)</p> <p>第22条 総会の議長は会長又は会長が指名する者とし、役員会の議長は会長がこれにあたる。</p> <p>(議事)</p> <p>第23条 会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>(役員会)</p> <p>第16条 役員会は、理事及び監事で構成し、必要に応じ開催する。</p> <p>2 役員会は、理事及び監事の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。</p> <p>3 役員会の議長は会長がこれにあたり、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>4 役員会は、次に掲げる事項を執行する。</p> <p>(1) 会長、副会長及び会計（三役）の選出  (2) 事業計画案及び収支予算案の作成  (3) 事業計画及び収支予算の執行  (4) 部会長の選任  (5) この会の運営に関し必要と認められた事項</p>
---	---

<p>第5章 会計、事務局及び雑則</p>	<p>第5章 会計</p>
<p>(経費及び会計年度)</p>	<p>(経費)</p>
<p>第17条 この会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。</p>	<p>第24条 この会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。</p>
<p>2 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>	<p>(寄付金の受理)</p>
<p>3 寄付金及び物品の受理は役員会の承認を要する。</p>	<p>第25条 寄付金の受理は、役員会の承認を得るものとし、又物品の受理もこれに準ずる。</p>
<p>4 会計は年度終了後、速やかに決算書を作成し、監事の監査を経て会長が総会の承認を得る。</p>	<p>(決算及び監査)</p>
<p>5 会計は年度終了後、速やかに決算書を作成し、監事の監査を経て会長が総会の承認を得る。</p>	<p>第26条 この会の会計は、定期総会の開催前までに決算して、監事の監査を受けなければならない。</p>
<p>(会計年度)</p>	<p>(会計年度)</p>
<p>6 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>	<p>第27条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。</p>
<p>※ 第6章削除</p>	<p>第6章 事務局</p>
<p>(事務局)</p>	<p>(事務局)</p>
<p>第18条 この会の事務を処理するため、事務局に事務局職員を置き、事務局長は辻堂市民センター長に委嘱する。</p>	<p>第28条 この会の事務を的確且つ迅速に処理するため、事務局に、事務局職員を置き、事務局長は辻堂市民センター長に委嘱する。</p>
<p>※ 第7章削除</p>	<p>第7章 雑則</p>
<p>(祝金等)</p>	<p>(表彰)</p>
<p>第19条 この会は、当該年度に年齢が100歳に達した者に対し、敬老祝金を表彰する。</p>	<p>第29条 この会に、功労のあった者は、別に定める表彰規程により表彰する。</p>

<p>として10,000円を贈る。</p>	<p>ものとする。</p>
<p>2 功労者の表彰及び甲慰等については別に定める。</p>	<p>(祝金)</p> <p>第30条 この会は、多年にわたり社会の進展に尽くしてきた高齢者に対し、敬愛の意を表して、その長寿を祝い、敬老祝金を贈る。</p>
<p>(委任)</p> <p>第20条 この規約の施行に必要な細則は、役員会の議決を経て会長がこれを定める。</p>	<p>(1) この敬老祝金を受けることができる者は、当該年度に年齢が100歳に達した者とする。</p> <p>(2) 敬老祝金の額は、10,000円とする。</p>
<p>附 則 (昭和28年10月3日制定)</p> <p>この規約は、昭和28年10月3日から施行する。</p> <p>この規約は、昭和30年10月4日一部改正</p> <p>この規約は、昭和38年7月19日一部改正</p> <p>この規約は、昭和41年4月1日一部改正</p> <p>この規約は、昭和44年4月1日一部改正</p>	<p>(甲慰)</p> <p>第31条 この会に、功労のあった者が逝去したときは、別に定める内規により、哀悼を表する。</p>
<p>附 則 (昭和28年10月3日制定)</p> <p>この規約は、昭和28年10月3日から施行する。</p> <p>この規約は、昭和30年10月4日一部改正</p> <p>この規約は、昭和38年7月19日一部改正</p> <p>この規約は、昭和41年4月1日一部改正</p> <p>この規約は、昭和44年4月1日一部改正</p>	<p>この規約の施行に必要な細則は、役員会の議決を経て会長がこれを定める。</p>

この規約は、昭和48年6月25日一部改正	この規約は、昭和48年6月25日一部改正
この規約は、昭和53年5月16日一部改正	この規約は、昭和53年5月16日一部改正
この規約は、昭和54年5月25日一部改正	この規約は、昭和54年5月25日一部改正
この規約は、昭和57年5月25日一部改正	この規約は、昭和57年5月25日一部改正
この規約は、平成元年5月31日一部改正	この規約は、平成元年5月31日一部改正
この規約は、平成2年5月21日一部改正	この規約は、平成2年5月21日一部改正
この規約は、平成7年5月22日一部改正	この規約は、平成7年5月22日一部改正
この規約は、平成12年5月29日一部改正	この規約は、平成12年5月29日一部改正
この規約は、平成17年5月16日一部改正	この規約は、平成17年5月16日一部改正
この規約は、平成19年5月22日一部改正	この規約は、平成19年5月22日一部改正
この規約は、平成21年5月20日一部改正	この規約は、平成21年5月20日一部改正
この規約は、平成24年5月16日一部改正	この規約は、平成24年5月16日一部改正
この規約は、平成26年5月14日一部改正	この規約は、平成26年5月14日一部改正
この規約は、令和元年5月15日一部改正	この規約は、令和元年5月15日一部改正
この規約は、令和7年5月14日一部改正。なお、この一部改正については、令和7年5月15日から施行する。	この規約は、令和7年5月14日一部改正。なお、この一部改正については、令和7年5月15日から施行する。
この規約は、令和8年5月13日一部改正。なお、この一部改正については、令和8年5月14日から施行する。	この規約は、令和8年5月13日一部改正。なお、この一部改正については、令和8年5月14日から施行する。

## 辻堂地区社会福祉協議会 規約改正（案）について

### 規約改正案策定①

#### 第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、藤沢市辻堂地区社会福祉協議会という。

（目的）

第2条 この会は、辻堂地区の区域内に居住する者の社会福祉の増進と向上及び支援を図ることを目的とする。又必要に応じ区域外の社会福祉活動にも協力する。

（事業）

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。また、これらの事業を行うため部会を設け、規程は別に定める。

- (1) 社会福祉に関する啓発・普及
- (2) 社会福祉事業に関する人材の育成
- (3) 社会福祉に関する事業の実施
- (4) 各種募金運動への協力
- (5) その他この会の目的達成に必要な事業

（事務所）

第4条 この会の事務所は、辻堂市民センター内に置く。

（性格）

第5条 この会は、非営利的、非宗教的及び非政治的団体であって、この会又はこの会の会員の名において、この趣旨に反することをしてはならない。

## 規約改正案策定②

第2章  
会員

(会員)

第6条 この会の会員は、第2条の目的を達成するため、次の各号のいずれかに該当する者をもって構成する。

- (1) 辻堂地区の区域内における自治会又は町内会に属する世帯
- (2) 辻堂地区の民生委員・児童委員協議会の委員
- (3) その他この会の目的達成のために協力し、かつ役員会においてこの会に入会することを認められた個人又は団体

(会費)

第7条 この会に入会した者（以下「会員」という。）は、別に定めるところにより会費を納入するものとする。

2 役員会においてやむを得ない理由があると認めた場合には、会費を減免することができる。

(会員資格の喪失及び除名)

第8条 会員が退会の申出、死亡、辻堂地区の区域外への住所異動、又は1年以上会費を納入しないときは、その資格を喪失する。

2 会員が、この会の名誉をき損し、又はこの会の趣旨若しくは目的に反する行為をしたときは、役員会の議決を経て除名することができる。

3

## 規約改正案策定③-1

第3章  
役員、監事及び委員

(役員及び監事の設置)

第9条 この会に、次の役員及び監事をおく。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 5人
- (3) 会計 2人
- (4) 理事 20人程度（上記(1)から(3)に掲げる者を含む）
- (5) 監事 2人

(役員及び監事の選任)

第10条 理事及び監事は、第6条に定める会員のうちから、この会の目的に賛同し、地域福祉活動の推進に協力できる適格性を有する者について、総会において選任する。

2 前項の規定にかかわらず、自治会又は町内会から選出される理事及び監事の候補者は、当該自治会等の推薦を受けた者とし、総会前に会長へ届け出なければならない。

3 前項の規定による理事及び監事の候補者は、原則として1つの自治会又は町内会につき1名とする。ただし、会長が認める場合は上限2名まで選出できるものとする。

4 会長は、第2項の規定による届け出があった候補者が、第1項に定める適格性を欠くと判断した場合は、役員会の議決を経て、当該自治会等に再検討を求めることができる。

4

## 規約改正案策定③-2

第3章  
役員、監事及び委員

(役員及び監事の職務)

第11条 会長は、この会を代表し、会務を処理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行し、別に定める部会をそれぞれ管掌する。

3 会計は、会計業務を処理する。

4 理事は、役員会を構成し、会務全般にわたりその執行にあたる。

5 監事は、この会の会務及び会計を監査する。

(任期)

第12条 役員及び監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は補充により選任された役員及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第1項の規定にかかわらず、選出団体の役職に基づき選任された者の任期は、当該団体の任期を優先するものとする。  
なお、民生委員・児童委員の改選等により団体任期が年度途中で満了する場合、当該役員は、後任者が選任されるまでの間、引き続きその職務を行うものとする。

4 役員、監事及び委員が、この会の名誉をき損し、又は役員等としてふさわしくない行為があったときは、役員会の議決により解任することができる。

5 役員及び監事は、任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行わなければならない。

5

## 規約改正案策定③-3

第3章  
役員、監事及び委員

(委員)

第13条 この会に、委員を置く。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。委員は、この会が実施する地域福祉行事及び事業の運営に協力するものとする。

(1) 自治会又は町内会の世帯数に応じ、当該自治会等で選出した者（100世帯未満は0人から1人以上、100世帯以上500世帯未満は1人以上、500世帯以上は2人以上）

(2) 辻堂地区の民生委員・児童委員協議会の委員

3 前項第1号の規定にかかわらず、自治会等の特別な事情により選出が困難な場合は、会長と協議のうえ、選出人数を調整することができる。

4 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

6

## 規約改正案策定④-1

第4章  
会議

(会議)

第14条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第15条 総会は、この会の最高議決機関であり、自治会・町内会の長、民生委員・児童委員等をもって構成する。

2 定期総会は毎年度当初に1回開催する。

3 前項のほか、会長が必要と認めたとき、又は構成員の3分の1以上の連署をもって会議の目的を示して請求があったときは、臨時総会を開催することができる。

4 総会は、構成員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

5 総会の議長は会長又は会長が指名する者とし、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 規約等の制定又は変更
- (4) 理事及び監事の選任

7

## 規約改正案策定④-2

第4章  
会議

(役員会)

第16条 役員会は、理事及び監事で構成し、必要に応じ開催する。

2 役員会は、理事及び監事の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

3 役員会の議長は会長がこれにあたり、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 役員会は、次に掲げる事項を執行する。

- (1) 会長、副会長及び会計（三役）の選出
- (2) 事業計画案及び収支予算案の作成
- (3) 事業計画及び収支予算の執行
- (4) 部会長の選任
- (5) この会の運営に関し必要と認めた事項

8

## 規約改正案策定⑤

### 第5章 会計、事務局及び雑則

(経費及び会計年度)

- 第17条 この会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。  
 2 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。  
 3 寄付金及び物品の受理は役員会の承認を要する。  
 4 会計は年度終了後、速やかに決算書を作成し、監事の監査を経て会長が総会の承認を得る。

(事務局)

- 第18条 この会の事務を処理するため、事務所に事務局職員を置き、事務局長は辻堂市民センター長に委嘱する。

(祝金等)

- 第19条 この会は、当該年度に年齢が100歳に達した者に対し、敬老祝金として10,000円を贈る。  
 2 功労者の表彰及び弔慰等については別に定める。

(委任)

- 第20条 この規約の施行に必要な細則は、役員会の議決を経て会長がこれを定める。

9

## 藤沢市辻堂地区社会福祉協議会部会規程

(目的)

- 第1条 規約第3条の規定により、この規程を定める。

(構成)

- 第2条 この部会は、ふれあい部会、福祉部会、広報部会とし、それぞれの部会に、部会長1人、副部会長1人及び部会員若干名をもって構成する。

(部会長等の選任)

- 第3条 部会員は、規約第9条第1項に規定する理事及び監事を充てる。  
 2 前項の規定にかかわらず、部会の事業を円滑に推進するため、理事以外の会員を「部会協力員」として部会に置くことができる。  
 3 部会協力員は、各部会長の推薦に基づき、役員会の承認を得て選任する。  
 4 部会長は、各部会において理事及び監事から選出し、役員会において選任する。  
 5 副部会長は、各部会において理事及び監事から選出し、役員会において選任する。  
 6 部会長及び副部会長の任期は1年とし、再任を妨げない。

(部会長等の職務)

- 第4条 部会長は、部会を代表し、会務を処理する。  
 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第5条 会議は、部会長が招集し、その議長となる。  
 2 議事は、出席した部会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の事業)

- 第6条 ふれあい部会は、地区に適應した障がい者福祉・青少年健全育成等その他必要事項に関する事業を行う。  
 2 福祉部会は、高齢者福祉・不登校支援等その他必要事項に関する事業を行う。  
 3 広報部会は、辻堂地区社会福祉協議会が行う事業及び地域福祉増進等その他必要事項に関する周知を行う。

10

## 令和8年度辻堂地区社会福祉協議会 役員改選 (案)

令和8年5月13日(水)～令和10年度総会終了時

役職	現役員 (令和7年度)	新役員 (令和8年度)	
	氏名	氏名	備考
会長	関口 望	関口 望	
副会長	山田 泰司	山田 泰司	
	生駒 幸男	生駒 幸男	
	伊藤 和子	伊藤 和子	
	—	坂本 明日香	理事から役職変更
	—	小市 良生	理事から役職変更
会計	吉田 紀行	吉田 紀行	
	森外 葉子	森外 葉子	
理事	赤塚 商蔵	赤塚 商蔵	
	近藤 眞由美	近藤 眞由美	
	長田 五十鈴	大橋 洲二	長田：退任 大橋：新任
	秋葉 誠	秋葉 誠	
	植村 成江	植村 成江	
	田頭 悠子	田頭 悠子	
	吉田 秀樹	吉田 秀樹	
	—	水村 三枝子	相談役から役職変更
	—	徳嶋 秀明	相談役から役職変更
	坂本 明日香	—	
	小市 良生	—	
	末吉 育子	—	退任
監事	國弘 信子	國弘 信子	
	橋本 修二	—	退任
相談役	水村 三枝子	—	
	徳嶋 秀明	—	

## 令和8年度 辻堂地区社会福祉協議会 事業計画（案）

## 1 会議

会議名	実施月
定期総会	5月
役員会	原則毎月第3水曜日
部会	随時

## 2 部会事業

## (1) ふれあい部会

事業名	実施月
福祉施設応援事業	7月・2月
世代間交流事業	7月～8月
障がい者支援事業 (R7:障がい者ふれあい事業)	8月
家族とのふれあい事業	9月
災害時要支援者体験事業 (R7:要支援者体験事業)	11月

## (2) 福祉部会

事業名	実施月
敬老会事業	10月
敬老祝金事業	年間
福祉バザー事業	11月
昼食ボランティア活動事業	10月～5月
健康推進事業	10月～5月
在宅寝たきり高齢者慰問事業	12月
高齢者支援事業 (認知症理解促進事業および独居者支援事業を 統合)	年間
不登校児童・生徒支援事業	年間
講演会	随時

## (3) 広報部会

事業名	実施月
「福祉だより」発行事業	8月・1月

## 3 協力事業

事業名	実施月
民生委員・児童委員協議会との協力	年間
辻堂昼食ボランティアの会との協力	年間
辻堂地区ボランティアセンターへの協力支援	年間

## 4 他団体との交流

事業名	実施月
他団体との交流及び協力	随時

## 5 募金協力

## 募金会・自治会町内会間の取次ぎ協力

募金名	主な協力期間
日本赤十字社への募金	5月
共同募金(赤い羽根)	10月～12月
共同募金(年末たすけあい)	12月

## 6 その他

項目	実施月
視察研修	2月
防災事業	随時
備品貸出	随時

令和8年度 辻堂地区社会福祉協議会 予算(案)

2026年4月1日から2027年3月31日まで

(一般会計)

1 収入

科目	令和7年度予算(A)	令和8年度予算(B)	増減(B-A)	備考
(1) 会費	1,381,600	1,389,800	8,200	一世帯100円
(2) 補助金	2,081,150	2,250,550	169,400	
愛の輪福祉基金補助金	282,000	259,000	△ 23,000	藤沢市
藤沢市敬老事業補助金	1,639,150	1,831,550	192,400	藤沢市
地域福祉推進事業費補助金	160,000	160,000	0	市社会福祉協議会
(3) 交付金	563,000	539,000	△ 24,000	
地区社会福祉協議会助成金	407,000	407,000	0	市社会福祉協議会
日赤地区社協交付金	101,000	79,000	△ 22,000	日本赤十字社
共同募金藤沢市支会交付金	55,000	53,000	△ 2,000	神奈川県共同募金会
(4) バザー売上金	500,000	500,000	0	
(5) 参加者負担金	32,000	32,000	0	視察研修参加費
(6) 雑収入(預金利子等)	744	619	△ 125	
(7) 繰入金	412,030	128,584	△ 283,446	
当期収入合計(A)	4,970,524	4,840,553	△ 129,971	令和7年度からの繰越
(8) 繰越金	344,476	1,477,447	1,132,971	
合計(B)	5,315,000	6,318,000	1,003,000	

単位：円

2 支出

科目	令和7年度予算(A)	令和8年度予算(B)	増減(B-A)	備考
(1) 事務費	377,000	500,000	123,000	
事務局費	120,000	120,000	0	通知・事務用品等
会議費	10,000	12,000	2,000	会議お茶
備品購入費	130,000	250,000	120,000	ホップコーン機・昼食会食器等
地域交流費	25,000	25,000	0	まつり賛助金等
市社会福祉協議会分担金	92,000	93,000	1,000	
(2) 事業費	4,920,000	4,570,000	△ 400,000	
ふれあい部会費	680,000	700,000	20,000	
福祉施設応援事業費	10,000	10,000	0	
障がい者支援事業費	200,000	250,000	50,000	福祉バス旅行
(R7：障がい者対策事業費)				
災害時要援者体験事業費	10,000	10,000	0	体験訓練
(R7：要援者体験事業費)				
世代間交流事業費	60,000	30,000	△ 30,000	
家族とのふれあい事業費	400,000	400,000	0	地引網等
福祉部会費	3,470,000	3,080,000	△ 420,000	
敬老会費	2,600,000	1,900,000	△ 700,000	送迎バスの運行はございません
敬老祝金	150,000	300,000	150,000	R8百歳祝金(東19人、西11人)
福祉バザー費	130,000	180,000	50,000	ごみ等処分費用
在宅寝たきり高齢者慰問費	60,000	60,000	0	
おたのしみ昼食会費	450,000	550,000	100,000	食材費高騰等
健康推進事業費	10,000	10,000	0	健康相談等
認知症理解促進事業費	10,000	-	-	
独居高齢者支援事業費	10,000	-	-	
高齢者支援事業費	-	10,000	10,000	
(認知症理解促進事業費および 独居高齢者支援事業費を統合)				
不登校児童生徒支援事業費	50,000	30,000	△ 20,000	
講演会費	-	40,000	40,000	新規
広報部会費	350,000	350,000	0	
協力費	350,000	350,000	0	
民生委員児童委員協議会協力費	200,000	200,000	0	
辻堂屋食ボランティアの会協力費	50,000	50,000	0	
辻堂地区ボランティアセンター協力金	100,000	100,000	0	
事業保険料	30,000	30,000	0	福祉バス、昼食会等
視察研修費	30,000	50,000	20,000	
防災事業費	10,000	10,000	0	
(3) 予備費	18,000	1,248,000	1,230,000	
当期支出合計(C)	5,315,000	6,318,000	1,003,000	

単位：円

(特別会計)

1 収入

単位：円

科目	令和7年度予算 (A)	令和8年度予算 (B)	増減 (B-A)	備考
(1) 寄付金	520,000	120,000	△ 400,000	
(2) 雑収入	970	1,416	446	預金利子等
(3) 繰越金	5,412,030	5,128,584	△ 283,446	令和7年度からの繰越
合計	5,933,000	5,250,000	△ 683,000	

2 支出

単位：円

科目	令和7年度予算 (A)	令和8年度予算 (B)	増減 (B-A)	備考
(1) 繰出金	412,030	128,584	△ 283,446	一般会計へ
(2) 予備費	5,520,970	5,121,416	△ 399,554	
合計	5,933,000	5,250,000	△ 683,000	

## 【藤沢市辻堂地区社会福祉協議会規約】

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、藤沢市辻堂地区社会福祉協議会という。

(目的)

第2条 この会は、辻堂地区の区域内に居住する者の社会福祉の増進と向上及び支援を図ることを目的とする。又必要に応じ区域外の社会福祉活動にも協力する。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 社会福祉に関する啓発・普及
- (2) 社会福祉事業に関する人材の育成
- (3) 社会福祉に関する事業の実施
- (4) 各種募金運動への協力
- (5) その他この会の目的達成に必要な事業

(事務所)

第4条 この会の事務所は、辻堂市民センター内に置く。

(性格)

第5条 この会は、非営利的、非宗教的及び非政治的団体であって、この会又はこの会の会員の名において、この趣旨に反することをしてはならない。

(委員)

第6条 この会に、委員を置く。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 自治会又は町内会に属する世帯数が、次のア、イ、ウに定める人数で当該自治会又は町内会で選出した者

ア 300世帯まで 1人

イ 301世帯～500世帯迄 2人

ウ 501世帯以上 3～4人

- (2) 辻堂地区の民生委員・児童委員協議会の委員

3 委員は部会規程第2条の部会員となり、担当する部会の所管業務を行う。

4 委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任することができる。

6 委員が、次の各号に該当した場合、役員会に諮り、解任するものとし、欠員を生じた場合には、第6条第2項第1号及び第2号の規定により選任する。

(1) この会の体面を著しくき損したとき、又はこの会の規約に違反したとき。

(2) 健康上の理由により、所管業務に支障をきたすと認められたとき。

(監事)

第7条 この会に、監事を置く。

- 2 監事は、役員会において、この会の会員のうちから2人選出し、総会で承認を得る。
- 3 監事は、この会の会務及び会計を監査する。

(部会)

第8条 この会に、第3条に規定する事業を行うため部会を設け、規程は別に定める。

## 第2章 会 員

(会員の資格)

第9条 この会に入会することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 社会福祉事業に関心を持ち、かつ、この会の趣旨に賛同する辻堂地区の自治会・町内会の会員
- (2) 辻堂地区の民生委員・児童委員協議会の委員
- (3) 前各号に掲げるもののほか、役員会においてこの会に入会することを認められた者

(会費)

第10条 この会に入会した者（以下「会員」という。）は、別に定めるところにより会費を納入するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員会においてやむを得ない理由があると認めた場合には会費を減免することができる。

(会員資格の喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員としての資格は、喪失するものとする。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 辻堂地区の区域外に住所を異動したとき。
- (4) 1年以上会費を納入しないとき。

(除名)

第12条 会員が、この会の名誉をき損し、又はこの会の趣旨若しくは目的に反する行為をしたときは、役員会の議決を経て除名する。

## 第3章 役 員

(役員)

第13条 この会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 4人

(3) 会計 2人

(4) 理事 10人程度

(役員を選任)

第14条 会長は、役員会において、役員から選出し、総会で承認を得る。

2 副会長は、役員会において、役員から3人、辻堂地区の民生委員・児童委員から1人を選出し、総会で承認を得る。

3 会計は、役員会において、役員から選出し、総会で承認を得る。

4 理事は、役員会において、第9条第1号から6人程度、第2号から4人選出し、総会で承認を得る。

(役員職務)

第15条 会長は、この会を代表し、会務を処理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行し、別に定める部会をそれぞれ管掌する。

3 会計は、会計業務を処理する。

4 理事は、会務全般にわたり、その執行にあたる。

(任期)

第16条 役員及び監事の任期は、2年とする。ただし、補充の役員及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 会長、副会長、理事（民生委員・児童委員の委員）、会計の任期は、選出団体の任期をもって満了とする。

3 役員及び監事は、再任することができる。

(役員等の解任)

第17条 役員及び監事が、次の各号に該当した場合、役員会に諮り、解任するものとし、欠員を生じた場合には、第7条第2項及び第14条の規定により選任する。

(1) この会の体面を著しく損じたとき、又はこの規約に違反したとき。

(2) 健康上の理由等により、会務に支障をきたすと認められたとき。

(相談役)

第18条 この会に、相談役を置くことができる。

2 相談役は、役員会の推薦により、会長が委嘱する。

3 相談役は、この会の運営について会長の諮問に応ずる。

4 相談役は、必要に応じ、会議に出席し、意見を述べるることができる。

## 第4章 会議

(会議)

第19条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、次の者で構成する。

- (1) 会員である自治会・町内会の長
  - (2) 辻堂地区の民生委員・児童委員協議会の委員
  - (3) 役員会において、議決権を持つことを認められた者
- 3 役員会は、役員及び監事で構成する。
  - 4 役員会は、必要に応じ開催する。
  - 5 この会の会議は、すべて会長が招集する。

(総会)

第20条 総会は、この会の最高議決機関であり、定期総会及び臨時総会とし、定期総会は毎年度の当初に1回開催し、臨時総会は役員会において開催する必要があると認めた場合並びに会員の5分の1以上、又は委員の3分の1以上の連名をもって請求のあったときに開催する。なお、会員数及び委員数の基準日は前年度末日とする。

- 2 総会は、前条2項に規定する構成員の過半数の出席がなければ、その議事を審議し、議決することはできない。ただし、総会の成立について委任状を認めるものとする。なお、構成員数の基準日は前年度末日とする。
- 3 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 規約等の制定又は変更
- (4) 役員を選出

(役員会)

第21条 役員会は、役員及び監事の過半数の出席がなければ、その議事を審議し、議決することはできない。

- 2 役員会は、次に掲げる事項を執行する。
- (1) 事業計画案及び収支予算案の作成
  - (2) 事業計画及び収支予算の執行
  - (3) この会の運営に関し必要と認めた事項

(会議の運営)

第22条 総会の議長は会長又は会長が指名する者とし、役員会の議長は会長がこれにあたる。

(議事)

第23条 会議の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第5章 会計

(経費)

第24条 この会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(寄付金の受理)

第25条 寄付金の受理は、役員会の承認を得るものとし、又物品の受理もこれに準ずる。

(決算及び監査)

第26条 この会の会計は、定期総会の開催前までに決算して、監事の監査を受けなければならない。

(会計年度)

第27条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 事務局

(事務局)

第28条 この会の事務を的確且つ迅速に処理するため、事務所に、事務局職員を置き、事務局長は辻堂市民センター長に委嘱する。

## 第7章 雑則

(表彰)

第29条 この会に、功労のあった者は、別に定める表彰規程により表彰するものとする。

(祝金)

第30条 この会は、多年にわたり社会の進展に尽くしてきた高齢者に対し、敬愛の意を表して、その長寿を祝い、敬老祝金を贈る。

(1) この敬老祝金を受けることができる者は、当該年度に年齢が100歳に達した者とする。

(2) 敬老祝金の額は、10,000円とする。

(弔慰)

第31条 この会に、功労のあった者が逝去したときは、別に定める内規により、哀悼を表する。

この規約の施行に必要な細則は、役員会の議決を得て会長がこれを定める。

附 則 (昭和28年10月3日制定)

この規約は、昭和28年10月3日から施行する。

この規約は、昭和30年10月4日一部改正

この規約は、昭和38年7月19日一部改正

この規約は、昭和41年4月1日一部改正

この規約は、昭和44年4月1日一部改正

この規約は、昭和48年6月25日一部改正

この規約は、昭和53年5月16日一部改正

この規約は、昭和54年5月25日一部改正

この規約は、昭和57年5月25日一部改正

この規約は、平成元年5月31日一部改正

この規約は、平成2年5月21日一部改正

この規約は、平成7年5月22日一部改正

この規約は、平成12年5月29日一部改正

この規約は、平成17年5月16日一部改正

この規約は、平成19年5月22日一部改正

この規約は、平成21年5月20日一部改正

この規約は、平成24年5月16日一部改正

この規約は、平成26年5月14日一部改正

この規約は、令和元年5月15日一部改正

この規約は、令和7年5月14日一部改正。なお、この一部改正については、令和7年5月15日から施行する。

## 【藤沢市辻堂地区社会福祉協議会部会規程】

(目的)

第1条 規約第8条の規定により、この規程を定める。

(構成)

第2条 この部会は、ふれあい部会、福祉部会、広報部会とし、それぞれの部会に、部会長1人、副部会長1人及び部会員若干人をもって構成する。

(部会長等の選任)

第3条 部会長は、役員会において、理事から選任する。

2 副部会長は、各部会の内から選任する。

3 部会員は、規約第6条第2項の委員を充てる。

(部会長等の職務)

第4条 部会長は、部会を代表し、会務を処理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 議事は、出席した部会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の事業)

第6条 ふれあい部会は、地区に適応した障がい者福祉・青少年健全育成等に関する事業を行う。

2 福祉部会は、高齢者福祉・生活困窮者支援等に関する事業を行う。

3 広報部会は、辻堂地区社会福祉協議会が行う事業及び地域福祉増進に関する周知を行う。

附 則 (昭和38年7月19日制定)

この規程は、昭和38年7月19日から施行する。

昭和38年7月19日設定の規程は、昭和41年3月31日廃止する。

附 則 (昭和41年4月1日制定)

この規程は、昭和41年4月1日から施行する。

この規程は、昭和48年6月25日一部改正

この規程は、昭和53年9月14日一部改正

この規程は、昭和63年5月30日一部改正

この規程は、平成7年5月22日一部改正

この規程は、平成12年5月29日一部改正

この規程は、平成24年5月16日一部改正

この規程は、令和元年5月15日一部改正。なお、この一部改正については、令和2年4月1日から施行する。

## 令和8年度 各自治会・町内会への事業協力依頼について

令和8年度に各自治会・町内会にご協力いただく事業の割り当ては以下の表のとおりです。  
開催日が近くなり次第、自治会・町内会長宛にご案内を送付させていただきますので、  
社会福祉協議会担当の方（都合がつかなければ代理の方）1名以上のご協力をお願いいたします。

表 自治会・町内会別 事業割り当て一覧

自治会・町内会名	令和8年度の割り当て
桜花園自治会	福祉バザー（当日及び事前準備）
辻堂海岸団地自治会	福祉バザー（当日及び事前準備）
松溝ハイツ自治会	地引網
湘平会	福祉バザー（当日及び事前準備）
太平会	福祉バザー（当日及び事前準備）
太平台明和会	福祉バザー（当日及び事前準備）
辻堂駅前町内会	福祉バザー（当日及び事前準備）
辻堂海岸町内会	地引網
北町町内会	福祉バザー（当日及び事前準備）
辻堂高砂自治会	福祉バザー（当日及び事前準備）
辻堂団地自治会	地引網
辻堂団地三街区会	地引網
辻堂仲町町内会	市民センターまつり 福祉バザー
辻堂西海岸町内会	市民センターまつり 福祉バザー
辻堂西町町内会	福祉バザー（当日及び事前準備）
辻堂パークハイツ自治会	地引網
辻堂東海岸1丁目町内会	福祉バザー（当日及び事前準備）
辻堂東海岸2丁目町内会	福祉バザー（当日及び事前準備）
辻堂東海岸3丁目町内会	福祉バザー（当日及び事前準備）
辻堂東海岸4丁目町内会	地引網
辻堂南海岸町内会	市民センターまつり 福祉バザー
辻堂南町自治会	市民センターまつり 福祉バザー
西海岸五月会町内会	市民センターまつり 福祉バザー
浜見町内会	地引網
東町町内会	市民センターまつり 福祉バザー
富士見苑会	市民センターまつり 福祉バザー
富士見ヶ丘自治会	福祉バザー（当日及び事前準備）
松園自治会	福祉バザー（当日及び事前準備）
南海岸自治会	市民センターまつり 福祉バザー
南高砂自治会	市民センターまつり 福祉バザー
アルス藤沢自治会	市民センターまつり 福祉バザー
太平台松風会	市民センターまつり 福祉バザー
湘南禎町プラッツ自治会	福祉バザー（当日及び事前準備）
フジビュー太平台自治会	福祉バザー（当日及び事前準備）
藤沢ニューライフ自治会	地引網
スカイブルー湘南自治会	市民センターまつり 福祉バザー
ルシェ湘南辻堂海岸自治会	地引網
ライオンズマンション湘南辻堂第2	福祉バザー（当日及び事前準備）
辻堂西海岸自治会	市民センターまつり 福祉バザー
MC辻堂東海岸自治会	福祉バザー（当日及び事前準備）
ライオンズテラス本鶴沼ガーデンコート自治会	市民センターまつり 福祉バザー
グランシティ湘南海岸II自治会	福祉バザー（当日及び事前準備）
セルアージュ辻堂ルイベルテ自治会	福祉バザー（当日及び事前準備）
ヴェレーナ湘南海岸自治会	地引網
辻堂ザ・テラス自治会	地引網
オーシャンレジデンス辻堂海浜公園自治会	地引網
FujisawaSSTコミッティ	福祉バザー（当日及び事前準備）

# 令和7年度 各自治会・町内会の事業協力実績

地引網（令和6年度の様子）



福祉バザー



市民センターまつり 福祉バザー

